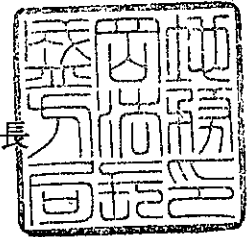




総 第 5 5 3 号
平成 2 2 年 7 月 1 日

岩手県土地家屋調査士会会長 殿

盛岡地方法務局長



裁判所における裁判文書の偽造を防止するための措置を施した用紙に関する事務の取扱いについて（通知）

標記について、最高裁判所から法務本省を通じて下記のとおり通知がありましたので、貴会所属会員に周知願います。

記

第1 裁判所における裁判文書の偽造を防止するための措置を施した用紙（以下「認証等用特殊用紙」という。）の使用

次に掲げる書類（簡易裁判所において作成する書類を除く。）のうち、当事者その他の関係人に交付する書類については、認証等用特殊用紙が使用される。

1 執行文

2 次に掲げる書類の正本（正本であることが記載された用紙に限る。）

- (1) 判決書（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第254条第2項の調書を含む。）
- (2) 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第13条第4項の公判調書を含む。）
- (3) 調停調書
- (4) 調停に代わる決定書
- (5) 労働審判書
- (6) 家事審判書
- (7) 調停に代わる審判書
- (8) 金銭の給付を命じる仮処分決定書
- (9) 仲裁判断についての執行決定書
- (10) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）

第22条第2項（同法第30条第2項及び船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95条）第38条において準用する場合を含む。）の規定により受託者に対して金銭の支払を命じる決定書

(11) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第26条第1項の決定書（同条第5項の調書を含む。）

第2 その他実施時期等

- 1 第1の措置は、本年7月1日から実施される。
- 2 第1，2の認証等用特殊用紙使用対象書類の更正決定等の正本認証用紙についても、認証等用特殊用紙が使用される。
- 3 なお、本取扱いの結果、戸籍事務及び成年後見登記事務に関する裁判文書については、認証等用特殊用紙を使用する正本とこれを使用しない謄本が併存することになる。